

十人十色

じゅうにんといろ

子どもの歯を守る むし歯ゼロのお友だち



令和3年12月8日に行われた3歳6カ月児健診で、むし歯のなかったお友だちを紹介します。

問/福祉事務所子育て支援係
☎72-1123 (内線508)



子育て INFO

『子育て中のお悩み相談室』

健診の待ち時間の場で、小さなお子さんがスマートフォンを上手に操作して集中している姿を見かけるようになりました。他にもオンライン通話、動画サイトなど、新しいメディアの登場で、子育ての環境が大きく変わってきています。普段大人が使っているのですから、子どもが関心を向けるのは当たり前。でも子どもの発達や成長を考えると、ちゅうちょしたい気持ちもありますよね。だからこそ、メディアと上手に付き合っていくことが大事になってきます。

例えば、家事で忙しい間、公共の場で静かにしてほしいときなど、メディアに助けられる場合もあるでしょう。でも長くても1日2時間まで、ゲームは30分までにする、授乳中や食事中はスマートフォンやテレビの視聴は止める、子どものテレビは夕飯の支度の時だけにする、2歳までのメディアの視聴は控える、大人も時間を決める、といったわが家のルールを作ることが必要です。

今一度、大人自身が自分自身のメディアの使い方、わが家のルールを考えてみませんか。

『子ども予防接種』

●麻しん風しんワクチン

- 第1期 生後12か月から生後24か月までの間にある子ども
- 第2期 5歳以上7歳未満の年長児にある子ども(無料接種期間は3月末までです。未接種の方はお早めに!)

ハッピー スマイル

清 凜月ちゃん
(令和3年3月14日生)

清 剛志・美香さんの長女(福島地区)



活発で好奇心旺盛な凜月ちゃん。お兄ちゃんが大好きで、ブロックやミニカーなどでよく一緒に遊んでいて、2人仲良くここにこ笑い合っている姿を見て癒やされています。最近はずたい歩きができるようになり、これからの成長が楽しみです。元気で素直な子に育ってね。

すくすくのびのび

子育て支援情報

ひとり親
家庭の
お父さん、
お母さん

就労支援制度を ご存じですか？

「仕事に生かせる資格を取りたい」「キャリアアップしたい」「転職したい」など、こんなお仕事の悩みを抱えていませんか。本市では、ひとり親家庭のお父さんやお母さんを応援するため、就労支援を行っていますのでお気軽にご相談ください。

自立支援教育訓練給付金

就職を目指して技能を身につけたい方が、資格取得のために対象となる講座を受講し終了した場合、その経費(入学金および授業料に限る)の一部を支給します。

●対象者

- ①児童扶養手当を受給しているか、または同等の所得水準にあること
- ②講座の受講が、適職に就くために必要であると認められること

●申し込み

随時受付(講座申し込み前に事前相談および申請が必要です)

●支給割合

	雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有していない(A)	雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有している(B)
自己負担額	4割	4割
教育訓練給付金(教育)	対象外	2割
自立支援教育訓練給付金(自立)	6割	4割

※入学金および授業料が対象で、補助教材や希望により行われる訓練などに要する費用は対象となりません。
※給付金の支給額の上限は20万円です。ただし、1万2千円を超えない場合は対象とはなりません。

高等職業訓練促進給付金

就職に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関などで修業する場合に、生活の負担軽減を図り、資格取得を支援するため訓練促進給付金を支給します。

●対象者

- ①児童扶養手当を受給しているか、または同等の所得水準にあること
- ②就業または育児と修業の両立が困難と認められること
- ③養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること

●対象資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師

●支給額

	訓練促進給付金(最終学年以外)	訓練促進給付金(最終学年は4万円加算)	修了支援給付金
市民税非課税世帯	月額10万円	月額14万円	5万円
市民税課税世帯	月額7万500円	月額11万500円	2万5千円

※対象者および対象者と同一の世帯に属する方の課税状況により、非課税世帯、課税世帯に区分されます。

●支給期間

修業全期間(上限4年)
※就業または育児と修業の両立が困難である期間に限る。

●申し込み

随時受付(申請月分から対象です)

注意!!
いずれの
給付金も...

- ・過去に同様の給付金の支給を受けたことがある方は対象外です。
- ・市税などの滞納がある場合は対象となりません。
- ・入学前に事前の相談が必要です。
- ・予算の範囲内での実施となるため、要件を満たしていても支給の対象とならない場合があります。

問/福祉事務所こども政策係☎72-1123(内線506)